

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等

規制の名称：畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 消防庁 予防課

評価実施時期：令和 5年 3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とされておらず、これらの施設は、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となる。

なお、過去3年間（令和元年から令和3年まで）の畜産業の保管庫における火災件数は以下の通りである。

焼損程度	畜産業の保管庫	
	件数（件）	割合
全焼	6	19%
半焼	4	13%
部分焼	12	38%
ぼや	10	31%
その他	0	0%
合計	32	100%

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

現行の消防法令において、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、規則第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とされていない。

管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例

もあるが、令第 32 条の適用可否については、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断によるため、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽を設計・建設する際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、また、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。

他方、管轄消防本部においても、令第 32 条に基づき、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について消防用設備等の設置を免除するにあたり、統一的な基準がなかったため、それぞれの畜舎について個別に審査を行う必要があり、適用の判断までに長時間を要するケースもあることから、そのための行政コストが発生している。

【課題解決手段の検討】

規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、畜舎に関する規制の見直しについて、「農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、（中略）新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされたことを契機として、消防庁では、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（座長：関沢愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）（以下「検討部会」という。）を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について、利用実態を踏まえた特例基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

なお、改正により定める特例基準は、火災による危険性が低いと考えられる畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽※を対象とし、利用実態を踏まえた最低限の内容とすることから、火災予防の安全性にも配慮したものである。

※ 以下の条件を満たすもの

- 出火の危険や避難上の支障が少ないこと。特に、人命危険のおそれが極めて少ないこと。
- 畜舎の周囲に十分な空地を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと。
- 保管庫については、保管される物資等が次の①～⑩に掲げる物資等に限られるものであることを条件とし、かつ、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てることを条件とする。

① 飼料

② 敷料

③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの

④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの

⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの

⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の

家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの

- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（法第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

【規制以外の政策手段の内容】

非規制による課題解決として、消防本部に対して令第32条の適用可否について運用通知を发出することも考えられるが、通知には強制力はなくあくまで消防本部ごとの判断に委ねられることになり変わりなく、根本的な課題解決に至らない。

【規制の内容】

上記の課題を解決するため、規則を改正し、利用実態を踏まえた特例基準を定める。

<主な特例基準の内容>

○保管庫

屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等の設置を原則不要とする。

ただし、保管庫で3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、消防用水等を原則どおり設置を要するものとする。

○貯水施設、排水処理施設及び発酵槽

屋内消火栓設備、火災報知設備、避難器具といった消防用設備等を原則不要とする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

前述した検討部会において、保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の実態調査を実施した。

今般の改正は、同実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即して、明確に消防法令としての特例基準を設けるものであるためにモニタリングの必要性は生じない。

また、今般の改正による規制緩和の悪影響の確認方法としては、火災件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、規制緩和の悪影響の確認という面でも、新たなモニタリングの必要性は生じない。

一方、畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。

※ 周知用のリーフレット作成に係る費用（データ作成費）約 200,000 円

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

前述した検討部会において、保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の実態調査を実施した。

今般の改正は、同実態調査の結果を踏まえ、利用実態に即し、安全の確保を前提に、合理的で統一的な基準（緩和規定）を改めて法令として定めるものであり、事業者や消防本部等に対して新たに義務を課すものではなく、検討会において火災予防に支障がないかという観点からも検討を行った上で特例の適用対象を拡大しているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。

一方、統一的な特例基準を定めることによる副次的な影響として、令第 32 条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

前述した「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。

なお、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「総務省は、（中略）消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

- ・ 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-89.html)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより把握を行う。また、行政費用については、周知用リーフレット作成に係る費用を指標とする。